

破産手続開始通知書

事件番号 令和6年(フ)第207号(令和6年1月18日申立)
本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目9番6号 十全ビル405号室

破産者 みんなでつくる党
代表者代表者 大津 綾香

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 令和6年3月14日午後3時
 - (2) 破産管財人 弁護士森 利明 電話03-3212-5747
 - (3) 破産債権届出期間 令和6年4月18日まで
 - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階969区

光樹法律会計事務所

弁護士 森 利明 気付

令和6年(フ)第207号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所

令和6年7月16日午後2時 103債権者集会室

所在場所は「債権者集会のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 破産手続の進行については破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部特定管財6係 裁判所書記官 高 橋 農

事件番号 令和6年(フ)第207号
破産者 みんなでつくる党
破産管財人 森 利明
届出期間 令和6年4月18日まで
集会日 令和6年7月16日午後2時

裁判所・管財人使用欄

No.

受領日

令和6年(フ)第207号

書類受領事務担当

令和 年 月 日受付

破産債権届出書

作成日 令和 年 月 日

印は実印に限りませんが配当時まで使用できるものにして下さい。

届出書のコピーを手元に置いておくとの問い合わせ等の際に便利です。

東京地方裁判所民事第20部特定管財6係

破産債権者の表示

住所 〒 -

通知場所 ☐住所と同じ ☐異なる場合 〒 -

氏名又は法人名・代表者名 印

事務担当者名 電話 - - FAX - -

* 代理人名義で届け出る場合は、下欄も記入してください。(委任状添付必要)

住所 〒 -

代理人名 印 電話 - - FAX - -

届出破産債権の表示

* 記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4, 形式自由)を使用してください。

(1) 届出破産債権 (届け出る債権の口にチェックしてください。)

債権の種類	債権額(円)	債権の内容及び原因	証拠書類の例(必ずコピーを提出)
☐ 売掛金		年 月 日から 年 月 日までの取引	請求書, 納品書 等
☐ 貸付金		貸付日 年 月 日弁済期 年 月 日 利息年 % 遅延損害金 %	契約書, 借用書 等
☐ 給料		年 月 日から 年 月 日までの就労分	給与明細書 等
☐ 退職金			不 要
☐ 解雇予告手当			不 要
☐ 手形・小切手 債権		手形番号	手形, 小切手(裏面 もコピーすること)
☐ その他(立替 金, 求償金等)			
☐ 租 税			
☐ 約定利息金		に対する 年 月 日から 年 月 日まで年 %の割合	
☐ 遅延損害金		に対する 年 月 日から 破産手続開始前日まで年 %の割合	
合 計			

(2) 別除権の種類及び訴訟の有無 (担保権を有する破産債権者, 訴訟等が係属している破産債権者のみ記入)

別除権の種類 (該当に○印)	抵当権(順位 番)・根抵当権(極度額 仮登記担保・その他()	円, 順位 番)
別除権の目的 不動産の表示	予 定 不足額	円
破産債権につき係属 する訴訟又は行政庁 に係属する事件	裁判所または行政庁名 当事者名 事件番号	事件名

(3) 執行力ある債務名義または終局判決(口にチェックしてください。)

☐ 有り(債権の種類:) 合計 通(コピーを提出してください。)☐ 無し

少額配当金受領については、配当金額が1000円に満たない場合においても、配当金を受領する意思があります。

封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。

なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です。

切手を貼って
ください

〒 100-0005

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
969区

光樹法律会計事務所

弁護士 森 利明 気付

令和6年(フ)第207号事件書類受領事務担当
御中

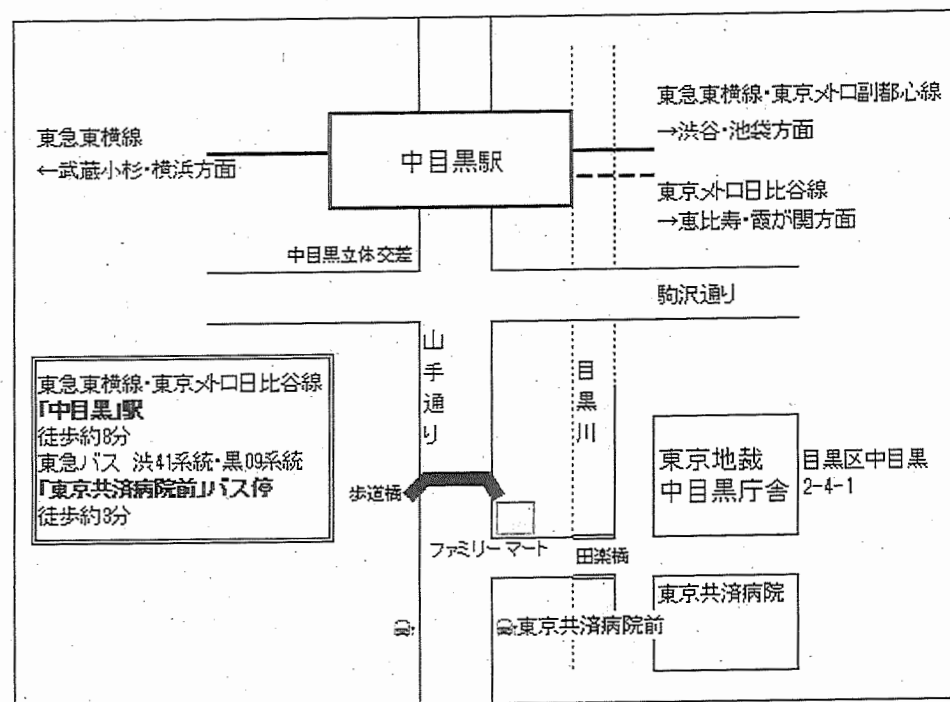
差出人

住所

氏名

令和6年(フ)第207号 特定管財 6係

債権者集会のご案内



債権者集会は

東京地方裁判所 中目黒庁舎 1階

103 債権者集会室

で行います。

※集会期日の際には、複数の集会を同時に開催するため、混雑が予想されますので、出席される場合は、時間に余裕をもってお越しください。

* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください。